

2/16
から

確定申告が始まります

※ 2/1 ~ 2/15 の期間（土・日除く）は申告相談
・還付申告・住民税申告を受け付けています

◆日程・必要書類等は
役場税務課税務係（☎ 23 - 2332）

◆所得税の内容等は
札幌北税務署（☎ 011 - 707 - 5111）

令和4年分確定申告・住民税申告

申告される方は次の受付日と会場をご確認のうえ、お越しください。下記日程で都合が悪い方は、都合の良い日に申告することも可能です。

月日	行政区		会場
	9時30分~11時45分	13時~16時	
2/16 木	幸町・旭町		役場 大会議室
17 金	末広・白樺町		
20 月	西町・樺戸町		
21 火	金沢・蕨岱		
22 水	中小屋・東裏		
24 金	茂平沢・弁華別		
27 月	元町		
28 火	太美中央	太美寿	西当別 コミセン
3/ 1 水	スウェーデンヒルズ	太美北	
2 木	太美東・太美西	獅子内・ 太美スターライト	
3 金	太美南	当別太・高岡	
6 月	栄町・万代町		役場 大会議室
7 火	北栄町		
8 水	川下右岸・川下左岸・対雁		
9 木	若葉・弥生		
10 金	緑町・東町		
13 月	下川町・六軒町		
14 火	春日町・みどり野		
15 水	錦町・美里		

※ 2月28日~3月3日の申告会場は、西当別コミュニティーセンターです。役場大会議室では申告できませんのでご注意ください。

- ・ 利子所得・譲渡所得（土地・家屋・株式等）・山林所得・雑損控除のある方、青色申告の方は受付できません。e-Taxによる電子申告または札幌北税務署で申告をしてください。
- ・ 当日、税務課職員は確定申告書の計算を行うのみです。営業、農業等の収支内訳書や医療費控除等の書類を提出する場合は、事前に作成してからお越しください。

* 必要な書類（主なもの）

- ・ 源泉徴収票（コピー不可）
- ・ マイナンバーがわかるもの1つ（マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票 など）
- ・ 利用者識別番号をお持ちの方はその番号がわかるもの
- ・ 運転免許証などの本人確認書類
- ・ 金融機関等の口座番号が分かるもの（本人名義）
- ・ 健康保険料および介護保険料の領収書、国民年金保険料支払証明書
- ・ 生命保険料、地震保険料控除証明書
- ・ 医療費控除の明細書

税務署への確定申告書の引継ぎ方法

◆ 受付時に「利用者識別番号」を発行します

昨年度より税務署への確定申告書の引継ぎ方法が、電子データ送信に変更となり、受付時に「利用者識別番号」を発行しています。利用者識別番号がないと、町主催の会場で確定申告の受付ができませんのでご注意ください。これまでに作成していただいている方は、新たに申請していただく必要はありません。

※ 「利用者識別番号」とは…

- ・ 電子申告（e-Tax）を利用するために必要な16桁の番号です。
- ・ 税務署から発行された「利用者識別番号の届出完了通知書」をお持ちの方、または「確定申告のお知らせ（はがき・封書）」に番号の記載がある方は申告の際にご持参ください。
- ・ 番号が不明な場合は再度取得できますが、以前に取得した番号は使用できなくなります。

* 新型コロナウイルス感染防止対策

- ・ 町内の感染状況等に応じて受付の制限を行う場合があります。
- ・ 役場庁舎入口での検温および手指消毒にご協力ください。
- ・ 必ずマスクを着用してください。
- ・ せき、発熱（37.5度以上）などの症状がある方や体調がすぐれない方は、申告日を変更するなどご協力ください。
- ・ 申告会場の混雑状況はホームページで確認できます。（右記QRコードからも確認できます）



住民税申告について

確定申告の必要がない方であっても、国民健康保険に加入している方、公営住宅の申込みや児童手当および各種手続きにより、収入や所得の情報が必要となる方は、住民税の申告が必要です。

なお、住民税申告は確定申告期間以降も随時受け付けますが、4月28日までに済ませてください。

* 公的年金等を受給されている方へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要ですが、住民税申告をすることにより、本来受けられる医療費控除、扶養控除等が令和5年度の住民税額に反映されます。関係書類をお持ちのうえ、会場にお越しください。

ご自宅でも申告書を作成できます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力することにより所得税の確定申告書等を作成することができます。作成した申告書は、e-Taxによる電子申告または印刷して郵送等で税務署に提出することができます。

給与所得および年金収入や副業等の雑所得のみの方は、スマートフォンやタブレットから確定申告書の作成等を行うことが可能です。

e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などの使い方に関するご質問は、下記まで問合わせください。

☆ e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

☎ 0570 - 01 - 5901 (全国一律市内通話料金)
つながらない場合は☎ 03 - 5638 - 5171 (有料)
受付時間 月曜～金曜 9時～17時
※3月15日までの月曜～金曜 9時～20時
※2月19日～3月12日までの日曜 9時～20時

広 告

医療費控除を受ける方へ

(控除対象期間はR 4.1.1～R 4.12.31)

令和2年分の申告から、領収書の添付または提示によることができなくなり、「医療費控除の明細書」を記入し、提出することが必須になりました。

令和元年分までは、医療費の領収書の添付または提示の方法でも申告できます。詳しくは国税庁のホームページをご確認ください。

医療費控除の明細書のダウンロードはこちら→



※医療費の領収書は自宅で5年間保管する必要があります(税務署や町から求められたときは、提示または提出しなければなりません)。

※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます(健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」など)。

セルフメディケーション税制とは

(控除対象期間はR 4.1.1～R 4.12.31)

健康保持や疾病の予防として一定の取り組み(健診や予防接種など)を行っている方が、自己または自己と生計を一にする配偶者や親族のために特定一般医薬品等(以下、スイッチOTC医薬品)を購入した際、一定額の所得控除を受けることができる制度です。

セルフメディケーション税制の明細書に取り組み事項を記入することで、控除を受けることができます。スイッチOTC医薬品の購入費で1万2千円を超えた部分(上限:8万8千円)が控除額になります。ただし、取り組みに要した費用については、控除対象に含めません。なお、令和3年分の申告から、一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類の添付は不要となりました。

※通常の医療費控除とセルフメディケーション税制の併用はできません。

※対象品目など詳細は厚生労働省のHPをご覧ください。

広 告